

ちば文化推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本県の文化芸術分野における基本目標や施策の方向性を定める「ちば文化振興計画」(以下「計画」という。)の策定に当たり、有識者等から広く意見等を求めるため、ちば文化推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、環境生活部長が依頼する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成28年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、懇談会を総括する。
- 3 副座長は、座長が指名し、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、環境生活部長が招集する。

- 2 懇談会及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、環境生活部県民生活・文化課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は、環境生活部長が定める。

附則

この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成28年3月31日をもって廃止する。